

「すぐわかる・よくわかるチャンネル」で、 選択制DCのメリットをシミュレーションできます！

PC版



スマホ版



年取や掛金額を入力すると
簡単にシミュレーション
できるんだ！



簡単Webシミュレーション！

https://www.resona-tb.co.jp/401k/specialty_dcmanga/simulation_2/

今すぐ
診断！



「すぐわかる・よくわかるチャンネル」で、確定拠出年金を基礎から学べます！

このページの主な特徴

- 【おしえて！りそにゃ。】 (毎月1回発行)
- 【確定拠出年金知っトク塾】 (マンガ)
- 【各種手続きのご案内動画】

「すぐわかる・よくわかるチャンネル」はDCのことをやさしく学べます！

<https://www.resona-tb.co.jp/401k/pop/channel/>

「知らない」は、
もったいない！

選択制確定拠出年金 (選択制DC)



WEBで簡単に
シミュレーションも！

ナビゲーターの
緑山きょうこです。
私が解説します！

- 本資料は、確定拠出年金法に定める「資産運用に資する情報提供」に寄与することを目的に作成しています。
- 本資料は、2019年4月1日現在の税制・社会保険制度等に基づき作成しております。今後、法改正・取扱変更等の可能性がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務取扱等につきましては、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。
- 実際にご利用される際は、お勤め先の制度等を十分にご確認の上、お客様ご自身の判断をお願いいたします。

選択制DCとは？

選択制DCは2タイプあります

タイプ① 「ライフプラン手当」等(お勤め先により名称は異なります)をDCに積み立てるか、給与(賞与)で受け取るかを選択できるタイプ

タイプ② 退職金をDCに積み立てるか、「前払退職金」等として給与(賞与)で受け取るかを選択できるタイプ



DCへの積立を選択した掛金は税金・社会保険料の計算対象外ですので、セカンドライフのための資金を無理なく準備できます。

選択制DCのメリット ～積立時・運用時～

■ 積立時のメリット ～税金や社会保険料が軽減されます～

DCの掛金は税金や社会保険料の計算対象外のため、税金・社会保険料の負担を軽減できます。

例 年収300万円/500万円/700万円の方が、月額1万円/2万円のDC掛金を積み立てた場合

給与収入 (年収)	選択制DC掛金額		所得税・住民税 社会保険料 軽減額(年間)
	月額	年額	
300万円	1万円	12万円	2.7万円
	2万円	24万円	5.4万円
500万円	1万円	12万円	3.3万円
	2万円	24万円	6.5万円
700万円	1万円	12万円	4.4万円
	2万円	24万円	8.8万円

負担を減らしながら
セカンドライフに
備えられるのか!

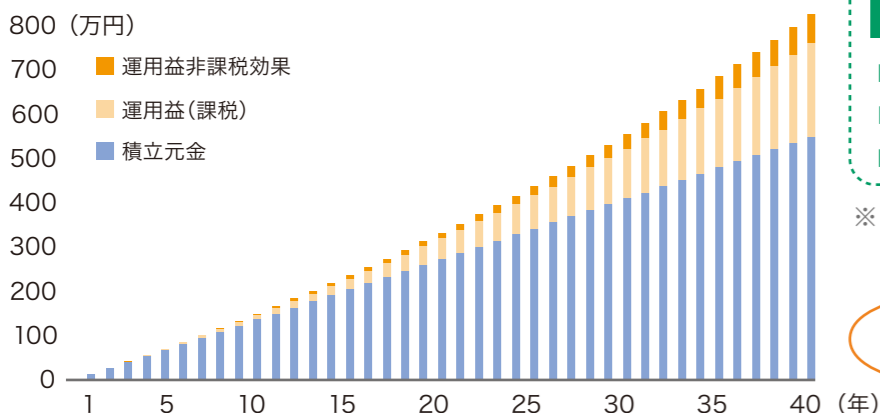


※表の数値は、「社会保険料は年収の14%」「基礎控除以外の人的控除(配偶者控除・扶養控除等)がない」等、一定の前提による概算値です。また、復興特別所得税は考慮していません。

■ 運用時のメリット ～運用益は非課税です～

運用益は非課税のため、複利効果(利息が利息を生む効果)が大きく発揮されます。

例 毎年12万円(月1万円)を積み立て、40年間にわたり年2.0%で運用した場合の積立元金・資産残高の推移



積立時の軽減効果	+	運用益は40年間で	251.4万円
積立元金		480.0万円
資産残高(課税)		670.0万円
資産残高(非課税)		731.4万円

※ 課税運用は運用益に20%課税されるものとして試算。その他、一定の前提による概算値です。

しっかり運用すれば
運用益非課税の効果も大きいね!



選択制DCのメリット ～受給時～

■ 受給時のメリット ～公的年金等控除または退職所得控除の適用～

年金で受け取る場合は公的年金等控除*、一時金で受け取る場合は退職所得控除*の適用があります。

例 20歳から60歳まで40年間DCに積み立て60歳でDCを一時金で受け取る場合

積立期間40年の場合、2,200万円まで非課税



みんなにも
教えてあげなきゃ



※ 公的年金等控除は他の年金制度(公的年金・確定給付企業年金等)の受給額と合算のうえ適用されます。また、退職所得控除は他の退職金制度(退職一時金、確定給付企業年金等)から受け取る退職金と合算のうえ適用され、退職所得控除額を超過した金額の2分の1の額が課税対象となります

選択制DC・よくある質問

Q 選択制DCに積立を行うと、必ず税金や社会保険料が軽減されるのですか？

A 選択制DCに積み立てる掛金は課税対象外ですので、積立を開始する年から所得税額が軽減されます。住民税は今年の所得をもとに翌年の課税額を決定しますので、翌年から軽減されます。また、毎月の社会保険料は、給与支給額を区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」に保険料率を掛けて計算しており、選択制DCに積立を行っても「標準報酬月額」の等級が変わらない場合は社会保険料も変わりません。なお、原則として「標準報酬月額」は毎年4～6月の給与をもとに決定され、その年の9月から適用されることになっています。

Q 社会保険料の負担が減ることによりデメリットはありませんか？

A 厚生年金や健康保険の傷病手当金等の給付額は、支払う保険料の基準となる「標準報酬月額」等をもとに計算されるため、選択制DCへの積立により標準報酬月額が下がるとこれらの給付額にも影響します。積立時の軽減効果や運用益非課税等、トータルのメリットと比較検討のうえ、掛金を積み立てるか検討してみるとよいでしょう。

【老齢厚生年金額への影響】

例 DC掛金12万円(年額)を ①20年間、または、②40年間 DCに積み立て、老齢厚生年金を65歳から ③80歳まで・④85歳まで・⑤90歳まで受け取る場合

老齢厚生年金の 受取期間	老齢厚生年金への影響	
	DC積立期間	
	①20年間	②40年間
③65歳から80歳まで15年間	▲19.7万円	▲39.5万円
④65歳から85歳まで20年間	▲26.3万円	▲52.6万円
⑤65歳から90歳まで25年間	▲32.9万円	▲65.8万円

DCに掛金を積み立て、社会保険料の負担が減る場合、将来受け取る老齢厚生年金額が減少しますが、一般的には積立期間中の税金・社会保険料の軽減効果(前頁参照)がこれを上回ります。

※一定の前提による概算額です。